

○不燃材料を定める件

(平成十二年五月三十日)

(建設省告示第千四百号)

改正 平成一六年 九月二九日国土交通省告示第一一七八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の規定に基づき、不燃材料を次のように定める。

不燃材料を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百八条の二各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。

- 一 コンクリート
- 二 れんが
- 三 瓦
- 四 陶磁器質タイル
- 五 繊維強化セメント板
- 六 厚さが三ミリメートル以上のガラス繊維混入セメント板
- 七 厚さが五ミリメートル以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- 八 鉄鋼
- 九 アルミニウム
- 十 金属板
- 十一 ガラス
- 十二 モルタル
- 十三 しっくい
- 十四 石
- 十五 厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボード（ボード用原紙の厚さが〇・六ミリメートル以下のものに限る。）
- 十六 ロックウール
- 十七 グラスウール板

附 則

- 1 この告示は、平成十二年六月一日から施行する。
- 2 昭和四十五年建設省告示第千八百二十八号は、廃止する。

附 則 （平成一六年九月二九日国土交通省告示第一一七八号）
(施行期日)

- 1 この告示は、平成十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に製造され、又は輸入された石綿スレートについては、この告示の施行後も、なお不燃材料とみなす。